

第1回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月21日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名) 仮議席

1	山本一人	2	谷口雄記	3	清家祥一	4	善家郁夫
5	渡邊由美	6	松岡照明	7	清家壽秋	8	清家茂
9	渡邊康志	10	水野規雄	11	山下展輝	12	兵頭知幸
13	川平定計	14	高田洋一				

4. 欠席委員(0名) 仮議席

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 開会宣告
- 日程第3 仮議席の指定について
- 日程第4 議事録署名委員の指名について
- 日程第5 議案第1号 鬼北町農業委員会会長の互選について
- 日程第6 議案第2号 鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第7 議案第3号 鬼北町農業委員会の議席の決定について
- 日程第8 議案第4号 鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第13 議案第9号 鬼北町農業委員会規則の一部を改正する規則について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>定刻となりましたので、ただ今から第1回の鬼北町農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。一同、礼。</p> <p>よろしく願いいたします。ご着席ください。</p> <p>本日の総会は、委員の任期満了による任命後、最初の総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定によりまして、町長が招集しております。</p> <p>始めに、兵頭町長から、総会招集のご挨拶を頂きます。</p>
<p>町長</p>	<p>改めまして、こんにちは。本日は大変お忙し中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。また農業委員会総会のご盛会まことにおめでとうございます。日頃は農業のみならず、行政各範囲にわたりそれぞれの立場でご協力いただいておりますこと、熱く御礼申し上げます。</p> <p>また本日から3年間、農業委員さん、推進委員さんそれぞれが地域の農業、鬼北町の農業に献身的なご意見賜りますよう、よろしく申し上げます。また3年間の献身的な活動に対しまして、心から御礼申し上げ、またお願い申し上げます、町民を代表しよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>7月に入り、一昨年西日本豪雨を思わせるような、九州を中心とした全国各地での豪雨の災害が起きております。亡くなられた方に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けた方に対しましても心からお悔やみ申し上げる次第でございます。1月に入ってからは、世界を震撼させておりますコロナ禍の影響は、この鬼北町にも大きく影響が及んでおります。本日お越しの委員さん方、ご家族、ご親戚また親しいご友人等、多くの影響を受けられた方がたくさんいらっしゃるかと察し、心からお見舞い申し上げます。国・県・町単独様々な施策を推進しておりますが、まだまだ足りない点あるかと思いますが、スピード感を持ってやっております。その中で1つ、国の特例給付金10万円の交付について、ほとんどの方は給付されていると思っております。5月14日に1回目の交付があり、1か月後の6月14日には99%の給付が完了いたしました。6月末には99.5%の交付が完了しております。残り50人ではありますが、その方たちの内訳は耳や目の不自由な方、独居老人の方で長く住まいを離れて、病院に入院されている方、または認知症を患い、後見人制度の活用をされている方、東京や大阪の子供さんの家に身を寄せている方々、いわゆる情報弱者、生活弱者といわれる方が多くいらっしゃいます。99.5%を支給し終え感じたことは、福祉施策だから、本当なら0.5%の方に直ぐにでも配るべきなのではないか…と思ったわけがあります。ただ実際には99.5%を支給しなければ、残り0.5%の方が浮き上がってこない。50人の方々の名前を把握できないジレンマがあり、ここ1か月は「これで本当に良かったのか…」国やマスコミが「早くだせ」「もっと早くすべきではないか」という意見があり、そこに私も気を取られてしまい、本当に大切な福祉という部門での施策ということを、しっかりと考えさせら</p>

	<p>れた一つの事業でありました。それと同じように農業委員さん、推進委員さんの方々の日々のこれからの活動というのは、農地の履歴の確認、農地の売買、貸借、転用、集積等、いろいろな形で日々農地の状況が変化してきます。これが3年、5年、10年続く中で、農地の履歴に出てこない耕作放棄地等が、委員さん方の活動の中で浮き彫りになってくるのが、町全体の農地の課題となっております。委員さんの地道な活動が町行政側の農業行政のしっかりした根拠になってくるわけです。私はありがたく思っております。どうか大変なお仕事ではありますが、委員の方々の益々のご活躍、ご健勝と農業委員会の益々の発展をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、初めての総会でございますので、ここで、各委員さんから、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>初めに農業委員さん、続いて推進委員候補者の皆さんの順でお願いします。では、山本委員さんから、議席順でお願いいたします。</p>
	(農業委員会、推進委員及び事務局自己紹介)
事務局	3年間よろしく申し上げます。ここで、町長は公務の都合上、退席されます。
	(町長退席)
事務局	<p>それでは、これから次第の4「議事日程」に移ります。</p> <p>日程第1「臨時議長の選出について」を行います。</p> <p>通常、議長の職務は会長が行うこととなっておりますが、会長選出までの間、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。</p> <p>本日、ご出席の委員の中で最年長は、近永の清家祥一委員です。清家委員に臨時議長をお願いしたいと思いますので、議長席までお越しく下さい。</p>
臨時議長	<p>今ほど、ご指名がありました、近永の清家祥一でございます。</p> <p>新しい会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。</p> <p>スムーズに議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。それでは、座って会を進めさせていただきます。</p>
臨時議長	<p>ただいまの出席委員は、14名であります。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第1回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
臨時議長	<p>日程第3、仮議席を指定いたします。</p> <p>仮議席は、ただ今、着席をいただいております議席を仮議席として指定いたします。</p> <p>発言の際は、挙手をされ、仮議席番号と氏名を言ってから発言することになっておりますので、そのようお願い致します。</p>
臨時議長	日程第4 議事録署名委員の指名をいたします。

	鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に、仮議席1番の山本一人委員、仮議席2番の谷口雄記議員を指名いたします。
臨時議長	日程第5 議案第1号「鬼北町農業委員会会長の互選について」を議題といたします。 会長の互選につきましては、鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、投票と指名推薦の二通りがございます。 どちらの方法で選出するか、お諮りいたします。
谷口委員	議長。
臨時議長	谷口委員。
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 指名推薦でいいのではないかと思います。
臨時議長	谷口委員から「指名推薦」という意見がありました。 ご異議ありませんか。
各委員	異議なし。
臨時議長	異議なしと認めます。 よって、互選の方法は「指名推薦」によるものと決定いたしました。
臨時議長	それでは指名推薦による互選を行います。 どなたか、指名をお願いいたします。
谷口委員	議長。
臨時議長	谷口委員。
谷口委員	議席番号2番 谷口です。 的確、これまでの経験等を踏まえまして川平委員にお願いしたいと考えます。
臨時議長	ただ今、谷口委員から、川平委員の推薦がありました。 他の方を推薦される方はございませんか。
各委員	異議なし。
臨時議長	川平委員のほかは推薦が無いようでございます。 それでは、川平委員が会長となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(全委員 挙手)
臨時議長	全委員から挙手がありました。 よって、新会長は川平委員に決定いたしました。 それでは、川平新会長にご挨拶を頂きたいと思っております。
会長	(挨拶)引き続き会長を務めることになりました。鬼北町農業委員会というのは農業委員さん、協力委員さん、この2つの組織が一体となって活動するというのが恒例になっておりますので、皆様のご協力で鬼北町の農地の健全な活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の進行につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第7条の規定により、新会長に執り行っていただきます。</p> <p>皆さんのお蔭で、臨時議長の務めを終えることができました。ご協力、誠にありがとうございました。</p>
議長	<p>日程第6 議案第2号「鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。</p> <p>会長職務代理者の互選につきましては鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、互選の方法を第3条の投票とするか、第7条の指名推薦とするかをお諮りいたします。</p> <p>ご意見をお願いいたします。</p>
松岡委員	議長。
議長	松岡委員。
松岡委員	<p>議席番号6番 松岡です。</p> <p>指名推薦でいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>松岡委員から「指名推薦」という意見がありました。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという声がありましたので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、互選の方法は「指名推薦」によるものと決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは指名推薦による互選を行います。</p> <p>どなたか、指名をお願いいたします。</p>
松岡委員	議長。
議長	松岡委員。
松岡委員	<p>議席番号6番 松岡です。</p> <p>谷口委員にお願いしたいと考えます。</p>
議長	<p>ただ今、松岡委員から、谷口委員の推薦がありました。</p> <p>他の方を推薦される方はございませんか。</p>
各委員	なし。
議長	<p>谷口委員のほかは推薦が無いようでございます。</p> <p>それでは、谷口委員が会長職務代理者となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(全委員 挙手)
議長	<p>全委員から挙手がありました。</p> <p>よって、新会長職務代理者は谷口委員に決定いたしました。</p> <p>それでは、谷口新会長職務代理者にご挨拶をお願いいたします。</p>

会長職務代理者	(挨拶) 6年目ということで、長いだけですが、皆様と一緒に勉強しながらやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第3号「鬼北町農業委員会の議席の決定について」を議題といたします。</p> <p>議席につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、くじで定めることとなっておりますので、このように執り行います。</p> <p>なお、同条第4項の規定により会長が必要と認めるときは会議に諮り、委員の議席を変更することができると思えますので、会長及び会長職務代理者の議席は末尾席に変更することといたしたいと思えます。</p> <p>ご異議ございませぬか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	事務局は抽選棒を仮議席1番から順次、引いてもらって下さい。
	(議席抽選)
議 長	それでは、席次が決まったようですから、事務局の方から報告させていただきます。
事 務 局	<p>それでは議席番号1番から報告申し上げます。</p> <p>議席番号1番 善家郁夫委員、議席番号2番 山下展輝委員、議席番号3番 兵頭知幸委員、議席番号4番 松岡照明委員、議席番号5番 渡邊由美委員、議席番号6番 高田洋一委員、議席番号7番 清家壽秋委員、議席番号8番 清家祥一委員、議席番号9番 清家茂委員、議席番号10番 山本一人委員、議席番号11番 水野規雄委員、議席番号12番 渡邊康志委員です。</p> <p>以上で議席が決定いたしました。</p> <p>次の会からはこちらの方から1番となりますので、ご自分の席にお座りいただきますようお願ひ申し上げます。</p> <p>本日につきましては、引き続きこの議席順で進めさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第8 議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願ひします。</p>
事 務 局	説明
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませぬか。</p>
各 委 員	(質問・意見なし)
議 長	<p>はい、ご意見もないようですから採決いたします。</p> <p>議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は議案のとおり決定することにご異議ございませぬか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案のとおり決定させていただきます。
事 務 局	それでは推進委員さんの委嘱について決定しましたので、ここで会長から委嘱状を交付していただきます。お時間の都合もありますので、代表してお一方にお渡しすることとさせていただきます。それでは推進委員さんを代表して、女性委員の西川委員さんに委嘱状を受け取っていただきます。
	(委嘱状交付)
議 長	日程第9 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位1番 説明】
高 田 委 員	7月17日に譲受人、赤松拓也前委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第5号 順位2番 説明】
事務局	7月17日に譲受人、芝貞弘前委員、赤松剛前推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位2番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位3番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位3番 説明】
事務局	7月17日に譲受人、譲渡人・譲受人双方の代理人、芝貞弘前委員、渡邊康志前推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位3番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位3番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
高田委員	はい。
議長	高田委員。
高田委員	議席番号6番 高田です。この案件ですが、鬼北町で新規就農したいという申請であり、大変喜ばしいことだと思っております。農業委員会としても、

	<p>歓迎しなければならないし、バックアップもしなければならないと思っております。ただ、農業で安定した収入を得るためには大変難しいのも現状であり、心配をするところでもあります。今回は、約70aの農地を取得して、水稲と季節野菜を栽培したいということですが、まず鬼北町で継続して農業をするために、どのような農業を目指されているのか心配しております。例えば有機農業をしたいとか、ハウスで栽培したいとか、その辺を事務局はわかっている範囲で教えてほしいです。また、こちらに転居されるという説明でしたが、いつ転居されて、就農される予定についてもわかれば伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>現地調査の際に聞き取りをしました。補足説明としてお伝えします。譲受人の〇〇さんは現在54歳で、今は砥部の方でお勤めの会社で営業をされています。今回コロナウィルスの影響で、テレワークでの仕事が多くなり、仕事以外に自由に使える時間が増えたそうです。自分の持っている経営自体を段階的に部下に譲って、4年～5年を目処に完全に鬼北に移り住んで、農業をしていきたいという事です。譲渡人の〇〇さんが、近所の方々に対しては一緒に挨拶回りをしていただくそうです。農業を本格的に始める準備を3～4年かけて進めていきたいという計画です。主力は季節野菜と水稲をやってみようと思っているが、野菜の詳細についてはまだ整理できていない。知り合いに農業をしている人がいるので、どういったものを栽培していったらいいのか相談している。鬼北町にはどういった作物が合っているのか協議しているという事です。また周囲の農家さんとも相談させてもらいながら、移り住んだ後農地も拡大して農業主体の生活をしていきたいという事を目標にされていました。今回、田んぼも農地に含まれておりますが、水稲も周りの農家さんに教えていただきながら調整をしていきたいと話を伺っております。以上です。</p>
議長	<p>許可申請書に、新居住予定地は申請地から半径300m以内と書いてあるが、〇〇番地に住もうとしているのですか？</p>
事務局	<p>家の周りが申請農地です。譲渡人の持ち家で、譲渡人の〇〇さんは既に町外に移り住んでおられるので、双方の間でお話は進んでおります。</p>
高田委員	<p>農業公社の研修生募集の回覧も回っておりましたが、ぜひそういった情報も流してあげて、ぜひともずっと鬼北町で農業をしていただけるように、農業委員会としても支援していただきたいと思っております。</p>
議長	<p>意見としては、反対意見ではなく、せっかく来ていただける人を育てて育成しようという取り組みだったと思います。他ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位4番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位4番 説明】
事務局	7月17日に譲渡人、譲受人、芝貞弘前委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位4番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位4番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位5番 説明】
事務局	7月17日に譲受人、譲渡人・譲受人双方の代理人、二宮正宏前委員、井伊悦久前推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位5番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位5番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。

議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位6番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位6番 説明】
事務局	7月17日に譲渡人、譲受人、二宮正宏前委員、井伊悦久前推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位6番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位6番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位7番について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。

	議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第5号 順位7番 説明】
事務局	7月17日に譲受人、二宮正宏前委員、井伊悦久前推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき順位7番の報告をします。
	【調査書に基づき、議案第5号 順位7番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第10 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 順位1番について、川平定計委員より説明願います。
川平委員	失礼します。 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第6号 順位1番 説明】
川平委員	7月17日に申請人の代理人、山本千秋推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第6号 順位1番 説明】
川平委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長 (谷口委員)	議長を川平委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて順位2番について、事務局より説明願います。
事務局	事務局の岡崎です。 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第6号 順位2番 説明】
事務局	7月17日に申請人、芝貞弘前委員、赤松剛前推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第6号 順位2番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議長	日程第11 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	失礼します。 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第7号 順位1番 説明】
高田委員	7月17日に譲受人、赤松拓也前委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第7号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、順位2番について山本一人委員より説明願います。
山本委員	失礼します。 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第7号 順位2番 説明】
山本委員	7月17日に譲受人、宇都宮勲前推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第7号 順位2番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第12 議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から9番までを一括審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第8号 順位1番から9番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位1番から9番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から9番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第13 議案第9号「鬼北町農業委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第9号について説明します。

	【議案書に基づき、議案第9号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「鬼北町農業委員会規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「鬼北町農業委員会規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第1回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 番
	2 番